愛知県の公共事業評価

● 目的

農林水産部門(農業水産局、農林基盤局)及び建設部門(建設局、都市・交通局、建築局)が主体となって実施する公共事業^{※1}において、**実施過程の透明性及び客観性を確保**し、より**効率的、効果的な事業の実施**を図ることを目的として、事業評価を実施します。

● 評価の種類と内容

事前評価

新たに実施しようとする事業について、「事業の必要性」、「事業計画の実行性」等から、**事業実施の妥当性を判断**します。

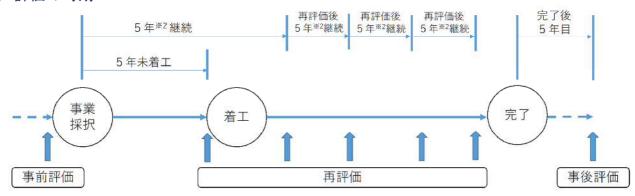
再評価

長期継続事業等について、「事業の必要性の変化」、「事業の進捗状況及び見込み」 等から、**事業継続の妥当性を判断**し、必要に応じて**事業の見直しを実施**します。

事後評価

完了した事業について**達成状況等を確認**し、必要に応じて**適切な改善措置を検討**します。また、事業を通じて得られた知見等、**同種事業へ反映**すべき事項を整理します。

● 評価の時期



● 評価の実施方法

総事業費	対象事業の所管課が評価に係る資料を作成し、 愛知県事業評価監視
一 定規模^{※3}以上	委員会の意見を聴き 、対応方針を決定します。
総事業費 一定規模 ^{※3} 未満	対象事業の所管課が評価に係る資料を作成し、対応方針を決定します。

● 愛知県事業評価監視委員会の役割

愛知県事業評価監視委員会は、10 名以内の公平な立場にある有識者で構成され、県が作成した**対応方針(案)について審議**を行い、**不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申又は助言**を行います。

- %1 災害復旧事業、維持修繕事業(耐震補強を含む)及びその他別の評価システムにより評価を 実施する事業を除く。
- ※2 下水道事業においては、10年
- ※3 交通安全対策事業、海岸事業、砂防等事業、漁港漁場事業及び治山事業は5億円、 街路事業及び道路事業は15億円、下水道事業は設定なし。その他の事業は10億円。